



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生（畜産振興課） （12・16揭示）	1
○家畜伝染病のまん延防止のための家畜 等の移動及び移出の制限（ 〃 ） （ 〃 ）	1
○地域森林計画の変更（4件）（森づくり推 進課）	1
○道路の区域変更（2件）（道 路 課）	1
○道路の供用開始（ 〃 ）	2
公 告	
○県指定希少野生動植物の指定の案の縦 覧（環境共生課）	2
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	2

告 示

高知県告示第968号の3

鶏の高病原性鳥インフルエンザが発生し、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和2年12月16日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

疑似患畜

発生頭数	発生の場所又は区域	発生年月日	転帰
約3.2万羽	宿毛市	令和2年12月16日	殺処分

高知県告示第968号の4

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項及び家畜伝染病予防法施行細則（昭和35年高知県規則第62号）第2条第1項の規定により、家畜等の移動及び移出を次のとおり制限する。

令和2年12月16日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

- 移動制限及び移出制限の目的
県内において、鶏の高病原性鳥インフルエンザが発生し、そのまん延を防止するため
- 移動制限及び移出制限の対象となる家畜等の範囲
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにこれらの死体並びに家畜伝染病の病原体を拡散するおそれがある物品
- 移動制限及び移出制限の期間
令和2年12月16日から当分の間
- 移動制限の区域
宿毛市押ノ川、橋上町京法、橋上町坂本、橋上町楠山、山奈町山田、山奈町芳奈、中角、二ノ宮二宮、平田町中山及び和田の各一部
- 移出制限の区域
(1) 宿毛市さくらが丘、駅前町一丁目、駅前町二丁目、駅東町一丁目、駅東町二丁目、駅東町三丁目、駅東町四丁目、貝塚、橋上町還住藪、錦、幸町、港南台一丁目、高砂、坂ノ下、桜町、四季の丘一丁目、四季の丘二丁目、市島、自由ヶ丘、宿毛、宿毛金比羅山、宿毛新田、小深浦、小筑紫町都賀川、松田町、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目、西町四丁目、西町五丁目、西片島、草木藪、大深浦、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、中央七丁目、中央八丁目、長田町、南沖須賀、二ノ宮高石、二ノ宮平井、萩原、平田町戸内、平田町東平一丁目、平田町東平二丁目、片島、野地及び与市明並びに同市権、港南台二丁目、宇須々木、山北、小筑紫町伊与野、小筑紫町呼崎、小筑紫町田ノ浦、小筑紫町内外ノ浦、新港、藻津、大島、池島、平田町黒川、押ノ川、橋上町京法、橋上町坂本、橋上町楠山、橋上町奥奈路、橋上町橋上、橋上町神有、橋上町平野、山奈町山田、山奈町芳奈、中角、二ノ宮二宮、平田町中山及び和田の各一部
(2) 四万十市大川筋高瀬、中筋磯ノ川、中筋横瀬、中筋九樹、中筋生ノ川、中筋有岡及び中筋有岡団地並びに同市西土佐玖木、西土佐口屋内、大川筋鶴ノ江、大川筋三里、大川筋手洗川、大川筋勝間、大川筋勝間川、大川筋川登、大川筋田出ノ川、中筋上ノ土居、東中筋江ノ村（間及び西の谷を除く。）、東中筋江ノ村西の谷、東中筋荒川及び東中筋国見の各一部
(3) 幡多郡三原村下切、亀ノ川、宮ノ川及び柚ノ木の各一部

高知県告示第998号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき令和2年1月高知県告示第17号で告示した高知地域森林計画を令和2年12月10日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和2年12月25日

高知県知事 濱田 省司

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第999号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき令和2年1月高知県告示第18号で告示した安芸地域森林計画を令和2年12月10日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和2年12月25日

高知県知事 濱田 省司

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第1000号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき令和2年1月高知県告示第19号で告示した嶺北仁淀地域森林計画を令和2年12月10日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和2年12月25日

高知県知事 濱田 省司

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第1001号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき令和2年1月高知県告示第20号で告示した四万十川地域森林計画を令和2年12月10日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和2年12月25日

高知県知事 濱田 省司

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第1002号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年12月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路 線 名 195号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

香美市物部町仙頭字ボヤシキ579番1から	前	20.6 }	67
香美市物部町仙頭字ボヤシキ576番1まで	後	30.3 }	67
		42.6	

高知県告示第1003号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年12月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中土佐佐賀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町矢井賀字後山乙528番17から 高岡郡中土佐町矢井賀字後山乙520番18まで	A	6.6 }	117
	B	14.2 }	195
高岡郡中土佐町上ノ加江字西丸田山5511番13から 高岡郡中土佐町矢井賀字後山乙520番37まで	C	5.8 }	495
		107.1	
高岡郡中土佐町上ノ			

加江字西丸田山5511番13から 高岡郡中土佐町矢井賀字後山乙520番37まで	後	5.8 }	495
		107.1	

高知県告示第1004号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年12月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 195号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香美市物部町仙頭字ボヤシキ579番1から 香美市物部町仙頭字ボヤシキ576番1まで	67	令和2年12月25日

公 告

高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）第7条第1項の規定による県指定希少野生動植物の指定をしようとするので、同条第2項の規定により次のとおり公告し、当該指定の案を公衆の縦覧に供する。

なお、同条第3項の規定に基づき、当該指定に係る利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、知事に対して、当該指定の案についての意見書を提出することができる。

令和2年12月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 県指定希少野生動植物の種名
 - (1) ニホンアカガエル
 - (2) マルバテイショウソウ
 - (3) カミガモソウ
 - (4) ハシナガヤマサギソウ
- 2 県指定希少野生動植物として指定をする理由
 - (1) 1の(1)の種は、生息地は低地に限られるが、産卵場所の環境が変化し、生息することができなくなった地域が複数

確認され、特に、冬季に水が溜まっている産卵に適した水田及び湿地の減少が顕著であり、絶滅のおそれがある。

(2) 1の(2)の種は、県内のみならず四国内の自生地が1箇所のみで、野生状態での開花が少ない。

(3) 1の(3)の種は、ニホンジカの被害により絶滅のおそれがある。

(4) 1の(4)の種は、園芸採取、管理放棄等により絶滅のおそれがある。

3 県指定希少野生動植物の保護に関する指針の案

(1) 1の(1)の種については、県内全域において知事の許可を受けた場合以外は、当該種の捕獲等を禁止するものとする。

(2) 1の(2)から(4)までの種については、県内全域において知事の許可を受けた場合以外は、当該種の採取等を禁止するものとする。

4 県指定希少野生動植物の指定の案の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

高知県林業振興・環境部環境共生課並びに高知県安芸福祉保健所、高知県中央東福祉保健所、高知県中央西福祉保健所、高知県幡多福祉保健所及び高知県須崎農業振興センター

(2) 縦覧期間

令和2年12月25日から令和3年1月14日まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 意見書の提出先

高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県林業振興・環境部環境共生課（電話番号088-821-4842）

監 査 公 表

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月25日

高知県監査委員
2 高行管第302号
令和2年11月26日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

令和2年9月11日付け2高監報第6号で報告のありましたうえのことについて、強く改善を求める事項のあった機関からの措置

状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの

1 意見

不適切な事務処理は、例えば補助金事務の決裁において書類の不備を見過ごしていた事例のように上司等のチェック不足によるものや、執行管理が不十分なことを原因とするものが最も多く、次いで失念、知識不足等を原因とするものが多かった。また、昨年度と同様の誤りを繰り返す機関も見られた。

各機関においては、担当者は常に必要な知識等の習得に努め、法令等にとつた事務処理を徹底する必要がある。また、上司は業務全体を把握し、事務が適切な時期に行われているか進捗管理をするとともに、漫然と決裁を行うことなく、誤りがないか精査するという認識を改めて持つべきである。

支出事務の立替払について、昨年度に引き続き本年度も同様の事例が認められた。今後、このような不適切な事例が発生しないよう、改めて職員に立替払が認められていないことを周知徹底するとともに、資金前渡を活用した適切な支払方法を検討するべきである。

また、収入事務において、相手方から県の口座に直接入金される際に、納入通知書を送付していない事例が多数見受けられた。これは、事務処理の知識不足によるものであるが、全庁的に発生しており、使用されない納入通知書を送付することに課題があると考えているため、各機関の「改善を求める事項」の件数には含めていない。このことについては、事務の簡素化などの観点から見直しを検討するべきである。

今回の定期監査の結果も踏まえ、どこにリスクがあり、どうすれば不適切な事務処理の未然防止につながるのかを検討し、内部統制のPDCAを機能させることを期待する。

2 意見に対する措置状況

不適切な事務処理が起きないように、日頃の支出審査等を通じて、会計事務の法的根拠等基本となる考え方を指導するとともに、会計事務の基礎研修や実務研修による職員の知識向上を図ります。また、各所属のチェックの要となる課長補佐、次長等に対し、会計書類や契約書を確認する際のチェックポイントに重点を置いた研修を実施することにより、組織としてのチェック機能の強化を図ります。

支出事務に関する立替払については、現行の地方財務会計上において制度化されておらず、このような不適切な事例が発生しないよう、注意喚起の通知を行うとともに適切な支払方法等について「会計管理局だより」や会計事務の研修において周知徹底します。

あわせて、資金前渡を行う中で、真にやむを得ない状況等において立替払を認める行政実例があることなどから、必要に応じ規定の見直しを行います。

収入事務については、地方自治法第231条において、歳入を収入するときは、調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないことが規定されています。一方、地方自治法施行令第154条第2項においては、納入通知の必要がない歳入やその性質上納入通知書によりがたい歳入について規定されていますので、「使用されない納入通知書」が本来その性質上納入通知書によりがたい歳入に該当するか否かについて検討し、必要に応じて規定の見直しを行います。

本年度施行された内部統制制度では、事務の適正な執行を確保するため、定期監査や会計検査での指導事項をリスクとして明記し、対応策を策定した上で、適切な運用を図ることとしております。このため、定期監査での指摘事項や各所属長から提出されたてん末書や経過書など、不適切な事務処理を一覧表として作成し、配布することで、発生リスクに対する各所属の自己点検機能を強化し、同様の誤りを繰り返すことがないよう支援するとともに、その運用状況等を適正に評価します。

また、他の所属においても発生しうる可能性のある事例については、会計事務の研修などの機会を捉えて、不適切な事務処理の原因や再発防止策等の情報共有及び周知徹底を行うとともに、事務負担の軽減やシステムを活用した不適切な事務処理の削減策についても検討します。

こうした取り組みにより各所属における内部統制のPDCAを機能させるとともに、適正な会計事務の執行に向けた所属への支援・指導の強化や職員のスキルアップの推進に取り組めます。

第2 強く改善を求める事項の該当機関

1 総務部

(1) 法務文書課

ア 強く改善を求める事項

令和元年度の広報等（印刷物作成）委託業務の請書に仕様書を添付していなかった。（契約事務）

イ 原因又は理由

公文書館を広く周知するためのパンフレット等の作成業務を委託する際に、著作権を明確にするため、仕様書を示した上で請書を徴取したものの、相手方から提出された請書に仕様書の添付がないことに気付かず受理していたものです。

これは、担当者の確認不足と、課内でのチェック体制が十分でなかったことによるものです。

ウ 措置状況

今回の指摘を踏まえ、今後は、相手方から請書等を徹

した際に、所属長まで供覧することにより事務処理に不備がないことを複数人で確認するよう、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めます。

(2) 人事課

ア 強く改善を求める事項

令和元年度において、災害支援のために派遣されていた職員が駐車場代等を立替払で支出していた。

（支出事務）

イ 原因又は理由

令和元年10月の台風第19号で被災した福島県本宮市の支援のため職員を派遣した際に、業務で使用する車の駐車場代等について、資金前渡職員がその場にはいない時に支払いが必要となったため、資金前渡の方法による支払いは現金払いとする旨を定めた地方自治法施行令第161条に反して別の職員が個人のクレジットカードにより一時的に立替払を行ったもので、これは職員の認識不足によるものです。

ウ 措置状況

今後は、職員の災害派遣の際に、資金前渡は現金払いとすることを周知するとともに、立替払が発生することがないよう資金前渡職員を複数指名するなど、再発防止に努めます。

(3) 財政課

ア 強く改善を求める事項

令和元年5月の県債引受手数料等の支出負担行為が遅延していた。

（支出事務）

イ 原因又は理由

金融機関との県債借入契約に伴い発生する県債引受手数料について、県債借入契約と同時に支出負担行為を行うべきところ、支出負担行為決議書の作成を失念し、相手方から請求書を受領した際に作成漏れに気付いたため、契約日に遡って支出負担行為を行ったものです。

ウ 措置状況

令和元年度の監査で指摘を受けた以後においては、県債借入契約の締結何を作成する際、併せて県債引受手数料の支出負担行為決議書を作成することを、引継書や起案文書へ記載し、後任の事務担当者が失念することがないように努めるとともに、県債借入契約締結何にチェックリストを添付し、決裁の際に支出負担行為決議書の作成漏れがないことを決裁権者までの各人が確認することにより再発防止に努め、適正に処理を行っております。

2 危機管理部危機管理・防災課

(1) 強く改善を求める事項

以下の工事において、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領に基づく誓約書の提出がなく、契約を辞

<p>退したものと取り扱われるべき業者と契約を締結していた。（契約事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の南海トラフ地震対策推進地域本部（中央西）設備改修工事 令和元年度の南海トラフ地震対策推進地域本部（幡多）設備改修工事 <p>(2) 原因又は理由 契約締結時に落札者から「独占禁止法の遵守に係る誓約書」の提出が必要ですが、このことに関して、担当した職員の知識不足及び決裁の段階での確認不足によるものです。</p> <p>(3) 措置状況 それぞれの工事の契約の相手方へ連絡し、改めて誓約書の提出を求め、次のとおり提出を受けました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の南海トラフ地震対策推進地域本部（中央西）設備改修工事：令和2年6月29日受理 令和元年度の南海トラフ地震対策推進地域本部（幡多）設備改修工事：令和2年7月3日受理 <p>今後は、「本庁における建設工事の契約事務処理要領」を活用のうえ、このようなことが起こらないよう職員の知識不足を補うとともに、補佐、チーフ、担当など複数人でチェックすることを徹底します。</p> <p>3 健康政策部食品・衛生課</p> <p>(1) 強く改善を求める事項 令和2年度の高知県生活衛生関係営業対策事業費補助金において、連動する国の交付要綱の改定から2か月遅れた6月1日に要綱を改定し、補助対象期間を4月1日に遡及していた。 また、事業者への交付決定が遅延していた。 (支出事務)</p> <p>(2) 原因又は理由 高知県生活衛生関係営業対策事業費補助金は、生活衛生営業に対する指導事業を推進するため、（公財）高知県生活衛生営業指導センターが行う事業に対して補助を行うものです。 令和2年度生活衛生関係営業対策事業費補助金については、令和2年4月1日付けで国の補助金交付要綱改正の通知がありました。 国の要綱改正に伴う県の要綱改正は、関係部署における合議に時間を要したこともあります。同年4月当初の新型コロナウイルス感染症の対応（遺体対応及び宿泊療養施設やまももの廃棄物委託契約）などから、当課での要綱改正の起案が遅れたため、同年6月1日の改正となりました。なお、補助対象期間の同年4月1日への遡及については、国からの通知を受けた県要綱の記載に基づき実施した</p>	<p>ものです。</p> <p>また、交付決定の遅延につきましては、県要綱で事業費の補助金の額を「国の内示額」としていることから、国の内示を待ったために、県の交付決定が遅延したものです。</p> <p>(3) 措置状況 今後は、緊急に対応が必要な事案が発生した際にも、国の交付要綱受理後は、速やかに県の交付要綱を改正するよう課内で事務を分担し、対応してまいります。</p> <p>また、近年、国からの要綱改正通知や内示が遅れる傾向にあり、事務処理に支障を来していることから、速やかに交付要綱改正通知や内示をいただけるよう国に要望していくとともに、合議機関との緻密な連携を図り、適正な事務処理に努めます。</p> <p>4 地域福祉部</p> <p>(1) 地域福祉政策課</p> <p>ア 強く改善を求める事項 令和元年度の高知県福祉・介護人材キャリアパス支援事業費補助金において、補助基準額を上回る会場借上げ料を補助対象経費として補助金を交付していた。 (支出事務)</p> <p>イ 原因又は理由 高知県福祉・介護人材キャリアパス支援事業費補助金交付要綱の補助基準額を以下のとおり規定していましたが、「項目間の流用が可能」との誤った認識により、合計396,000円の範囲内で会場借上げ料1日当たり42,000円を超える額（21,000円）について補助金を支出していたものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修1回当たり354,000円 会場借上げ料1日当たり42,000円 <p>ウ 措置状況 補助金額の再確定を行い、補助事業者から以下のとおり補助金の超過分が返還されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相手先：公益財団法人介護労働安定センター高知支部 補助金返還額：21,000円（収納日：令和2年7月21日） <p>なお、補助基準額については、令和2年度より補助金交付要綱を改正し、会場借上げ料を含めて「研修1回当たり396,000円」としています。また、基準どおりの運用を行うことについて課内で徹底しました。</p> <p>(2) 児童家庭課</p> <p>ア 強く改善を求める事項 (ア) 令和元年度高知県就労体験講習委託業務契約の2回目の変更契約において、1回目の変更契約書の日付に遡及して作成したうえで、1回目の変更契約書を破</p>	<p>棄し、差し替えを行っていた。（契約事務）</p> <p>(イ) 令和元年度のひとり親家庭等福祉のしおり作成等委託業務に係る変更請書に仕様書を添付していなかった。（契約事務）</p> <p>イ 原因又は理由 (ア) 令和元年10月に締結した消費税率変更に伴う1回目の変更契約書に一部記載漏れがあることが令和2年3月に発覚したため、当該変更契約書の条文を修正し、相手方と協議のうえ、同日付契約書の差し替えを行ったものです。この際、修正前の1回目の変更契約書については、担当者が無効であると錯誤して廃棄したものです。</p> <p>(イ) 令和元年度のひとり親家庭等福祉のしおりの委託業務契約後に、しおりの掲載内容に変更が生じたため、契約期間の延長が必要となりました。その際、提出された変更請書の確認が十分でなく、仕様書の一部が抜け落ちていたことに気づけなかったものです。</p> <p>ウ 措置状況 会計事務の適切な執行について課内で徹底するとともに、職員一人ひとりの会計事務や会計書類の取り扱いに対する正しい理解を深めるため、本年9月にチーフ以下の正職員13名全員が会計事務実務研修を受講しました。 今後は、契約書の作成や保管業務について、必ず複数人で確認を行うことなどにより、再発防止に努めます。</p> <p>5 文化生活スポーツ部</p> <p>(1) 文化振興課</p> <p>ア 強く改善を求める事項 (ア) 令和元年度のカーニバル00in高知実行委員会への負担金において、交付要綱で定めた変更に係る申請書類の提出を事前に受けず、事業終了後に交付決定額の増額変更を行っていた。（支出事務）</p> <p>(イ) プリペイドカード（ですか）の管理において、令和元年度及び令和2年度の郵便切手類等出納簿を作成していなかった。（財産・物品管理事務）</p> <p>イ 原因又は理由 (ア) カーニバル00in高知実行委員会負担金交付要綱において、経費の変更をしようとする場合は、事前に事業変更承認申請書を提出し、承認を受けなければならないと定めていました。 しかしながら、イベントの開催直前まで事業の企画等が確定せず、詳細な執行見込み額を算出することが困難であったことから、支出の相手方であるカーニバル00in高知実行委員会からの申請書の提出が遅れ、増額変更が事後となったものです。</p> <p>(イ) 文化振興課では平成24年度からプリペイドカード</p>
---	---	--

<p>(ですか)の使用を開始し、関係通知に基づき同30年度まで郵便切手類等出納簿を作成していました。</p> <p>しかしながら、令和元年度以降、担当職員と上司において関係通知に係る規定の認識がなく、使用管理簿のみ作成すればよいと誤認し、同出納簿を作成する必要性を認識していなかったものです。</p> <p>ウ 措置状況</p> <p>(ア) 今後は、同様の誤りが生じないよう、関係規則及び要綱等の遵守と適切な執行管理を徹底するとともに、相手方に対しても事業の進捗状況など適宜執行状況を把握のうえ、適切な手続きを行うよう指導に努めます。</p> <p>(イ) 今後は、同様の誤りが生じないよう、関係規定に基づく適切な事務処理について担当職員のみならず所属全体で周知徹底し、適正な物品管理に努めます。</p> <p>(2) まんが王国土佐推進課</p> <p>ア 強く改善を求める事項</p> <p>令和元年度のフルカラー複写サービス契約において、契約書を作成しなければならない長期継続契約にもかかわらず、長期継続契約に係る特記事項のない請書により処理していた。(契約事務)</p> <p>イ 原因又は理由</p> <p>まんが王国土佐情報発信拠点「高知まんがBASE」で使用するカラーコピー機の契約について、契約期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日までの年度をまたいだ一年間の長期継続契約となることから契約書によって契約を行う必要がありましたが、支出予定総額が160万円未満のため請書により、契約を行うことができないものと誤認していたものです。</p> <p>ウ 措置状況</p> <p>長期継続契約にもかかわらず、契約書を作成していなかったことについて、関係職員で高知県契約規則及び高知県会計事務処理要領の規定を再確認しました。</p> <p>また、決裁段階での契約内容等についてチェックを強化し、適切で抜かりのない事務処理に努めるとともに、全職員に周知及び注意喚起を行いました。</p> <p>なお、本契約の更新時については、契約書による適正な契約締結を行います。</p> <p>(3) スポーツ課</p> <p>ア 強く改善を求める事項</p> <p>令和元年度の高知県地域スポーツ振興事業費補助金において、交付決定が遅延していた。(支出事務)</p> <p>イ 原因又は理由</p> <p>令和元年度の高知県地域スポーツ振興事業費補助金の交付申請に係る審査においては、事業が始まった平成30</p>	<p>年度より詳細な地域の課題解決に向けた対応策やニーズに応じたスポーツ活動を網羅した「事業実施計画書」等の提出を申請者に求めたため、交付決定が遅延したものです。</p> <p>ウ 措置状況</p> <p>今後は、補助金の申請に必要な書類について、申請者に対して事前説明を徹底していくとともに、職員に対しても遅延することがないように周知徹底し、適正な執行に努めます。</p> <p>6 産業振興推進部産学官民連携・起業推進課</p> <p>(1) 強く改善を求める事項</p> <p>令和元年度の高知県創業支援事業費補助金において、補助金額の算定根拠に誤りのある補助金交付申請書を修正させることなく、補助金交付決定通知を行っていた。また、補助金額の算定根拠に誤りのある実績報告書を修正させることなく、補助金事業の検査を行い、補助金額を確定していた。</p> <p>このほか、交付要綱で定めた変更に係る申請書類の提出を受けていなかった。(支出事務)</p> <p>(2) 原因又は理由</p> <p>交付申請書及び実績報告書の様式は物品の経費内訳を全て記載するものとしており、当該補助金の補助事業者から事業経費のうち物品の内訳を提出してもらっておりました。補助要綱に照らし合わせると物品の補助率は2分の1であるため、内訳の経費それぞれに対して2分の1が補助金に当たる表記とすべきところを誤った記載になっているものがあり、それを正しく訂正できていませんでした。</p> <p>またそのことから、補助要綱において変更に係る申請書類の提出が必要となる補助対象事業区分毎に配分された額の20%を超える変更が生じていたものです。</p> <p>これらのことは、職員の補助金交付要綱に対する理解不足及び組織としてチェックする機能が十分に働いていなかったことによるものです。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>今回は、交付申請書及び実績報告書の内訳部分の金額が誤っていたものであり、補助事業全体で見た場合は補助金の過大な交付はなかったため、補助事業者に説明をした上で修正を行いました。</p> <p>今後は、同様の誤りが発生しないよう、交付申請書及び実績報告書の様式の見直しを行いました。</p> <p>あわせて、会計事務の研修への出席、チェックリストの活用などにより、職員の補助金事務に関する知識の習熟と、組織としてのチェック機能の強化に努めます。</p> <p>7 中山間振興・交通部中山間地域対策課</p> <p>(1) 強く改善を求める事項</p>	<p>令和元年度の高知県中山間地域生活支援総合補助金において、交付要綱で定めた変更に係る申請書類の提出を受けていないもの、事業実施期間延長届の提出を受けていないものや遅延しているものがあった。(支出事務)</p> <p>(2) 原因又は理由</p> <p>交付要綱で定めた変更に係る申請書類の提出を受けていなかったもの及び事業実施期間延長届の提出を受けていなかったものについては、実績報告書の提出時に判明したものの、また、事業実施期間延長届が遅延していたものについては、実績報告書の提出前に判明したものです。これらは、県から市町村に対して補助金の適正な執行管理と進捗に応じた事務手続きの周知が不足していたことや、県において十分な進捗管理ができていなかったことによるものです。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>全市町村に対し、補助金交付に係る適正な事務取扱について注意喚起の文書通知を行い、交付要綱の遵守を徹底するよう指導するとともに、今後も市町村ヒアリング時や研修会等において、交付要綱の遵守及び適正な執行管理の周知徹底を図ります。</p> <p>あわせて、県においても、各補助事業担当者ごとに進捗管理シートを作成し、補助事業の進捗に合わせた確認を行い、管理職員等が状況を把握しながら進捗管理を徹底することで、交付要綱に基づいた事務手続きの適正化に努めます。</p> <p>8 商工労働部雇用労働政策課</p> <p>(1) 強く改善を求める事項</p> <p>ア 令和元年度及び令和2年度の高知県職業能力開発協会補助金において、交付決定が遅延していた。(支出事務)</p> <p>イ 令和元年度の中村高等技術学校学科教室空調整備機械設備工事請負契約変更契約書において、「契約期間の変更」に関する条文を設けていなかった。(契約事務)</p> <p>(2) 原因又は理由</p> <p>ア 令和元年度については、補助金の変更交付決定時に、補助事業者からの提出書類に不備があったため、交付手続きに時間を要したことから交付決定が遅延したものです。</p> <p>また、令和2年度については、国からの内示をもって速やかに補助事業者への交付決定を起案すべきであったところを、国への交付申請を行ってから交付決定の起案を行い、結果として、国からの内示の連絡を受けてから交付決定に係る起案を行うまで、約2週間経過してしまったことにより交付決定が遅延したものです。</p> <p>イ 工期延長のための契約変更でしたが、条文明記の事務</p>
---	--	--

<p>処理を失念したものです。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>ア 今後同様のことが起きないよう、補助事業者に対して適正な申請書類の提出を依頼するとともに、国からの内示があった後、速やかに交付決定を行うよう補助金の申請日から交付決定日までを確認できる補助金チェックリストを担当者が作成し、課長補佐が進捗管理している補助金チェックリストの項目を増やし、事務処理の改善に努めます。</p> <p>イ 契約事務をより理解するため、会計事務実務研修を担当者が受講するとともに総務担当者の確認によるチェック体制の強化や、土木部の建設工事契約事務処理要領や契約事務ハンドブック等を参考に、工事関係の事務処理を適正に行えるよう努めます。</p> <p>今回の事案を踏まえ、引き続き高知県補助金等交付規則や高知県契約規則はもとより高知県会計規則等関係法令に則った適正な事務処理を行うことに努めるとともに、機会あるごとに必要な書類の確認や事務手続きについて課長補佐が主導し周知徹底を行い、業務の適正な事務処理に努めます。</p> <p>9 観光振興部観光政策課</p> <p>(1) 強く改善を求める事項</p> <p>平成18年度に売却済みの土地について、民間企業と貸付契約を締結し、令和元年度まで毎年、使用料を徴収していた。(財産・物品管理事務)</p> <p>(2) 原因又は理由</p> <p>平成25年3月に電信柱の設置者から平成18年4月以降の県有財産の有償貸付契約が未締結ではないかの申し出を受けた際、公有財産台帳における売却済みの記載に気づかず、平成24年度からの有償貸付契約を締結し、令和元年度まで貸付料を徴収するとともに、平成18年度から23年度までの貸付料相当分を徴収したものです。</p> <p>このことは、契約締結及び貸付料相当分の徴収に係る書類作成や意思決定の過程で公有財産台帳等の確認が不十分であったことによるものです。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>法律相談において県の顧問弁護士から、「平成24年度以降の貸付料については、県と電信柱の設置者の間で有償貸付契約が締結されており、他人物を目的とする賃貸借契約としてもなお有効であることから、本来の土地所有者へ県から不当利得の返還を行うことが適当である。一方、平成18年度から23年度までの貸付料相当分については、契約に基づくものではないため、錯誤による納入として電信柱の設置者へ返還することが適当である」との助言を受けました。</p>	<p>これを受け、上記の事情を相手方に説明し、必要な予算措置を講じた上で県から支払うよう手続きを進めることとしています。</p> <p>今後、同様の事案が起こることのないよう、所属内で県有財産の処分等異動の情報を確実に引き継ぐとともに、貸付を行う際には公有財産台帳の確認を徹底するなど、適正な事務処理に努めます。</p> <p>10 農業振興部</p> <p>(1) 農業政策課</p> <p>ア 強く改善を求める事項</p> <p>令和元年度の年度末に常時資金を精算するにあたり、返納通知書の作成が遅れたため、精算が遅延していた。また、第2四半期分の常時資金残高報告書の提出が遅延していた。(支出事務)</p> <p>イ 原因又は理由</p> <p>常時資金の精算については、年度終了後直ちに戻入処理を行うべきところ、戻入決議の決裁後に行うべき返納通知書の作成及び県口座への振込処理を失念し、精算が1か月以上遅延したものです。</p> <p>また、常時資金残高報告書の提出の遅延については、第2四半期分の報告書を令和元年10月10日までに提出すべきところ、報告書の作成を失念したため提出が遅延し、同年11月27日に提出することとなったものです。</p> <p>今回の不適切な事務処理については、会計事務の基本的な知識不足によるものと、課内のチェック機能が働いていなかったことによるものです。</p> <p>ウ 措置状況</p> <p>今後、こうした不適切な事務処理を繰り返すことがないよう、必要な研修の受講や、会計規則等の習熟を行うとともに、定例的な業務についてのチェックリストを作成し、適時の確認を行うことにより、課内でのチェック機能を強化し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>(2) 農業イノベーション推進課</p> <p>ア 強く改善を求める事項</p> <p>以下の補助金において、実績報告書の提出が遅延していた。(支出事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の高知県環境制御技術高度化事業費補助金 令和元年度の高知県産地パワーアップ事業費補助金 <p>イ 原因又は理由</p> <p>令和元年10月1日の消費税改正に伴い、リース事業者が200件を超える契約書類を同年9月30日付けで作成する必要が生じたことや、リース機器の施工業者からリース事業者へ、納品書及び請求書の提出が遅れたことなど</p>	<p>から、実績報告書に添付する書類の作成に時間を要し、事業実施主体からの実績報告書の提出が1か月以上遅延していたものです。</p> <p>ウ 措置状況</p> <p>今回の指摘を踏まえ、施工業者及びリース事業者に対して、適正な事業実施について文書により通知するなど、適正な事務執行について指導を行うとともに、県単事業の環境制御技術高度化事業費補助金については、実績報告時の添付書類の簡素化を行うこととしました。</p> <p>今後は、事業実施主体に対して、事業内容の周知を徹底するとともに、事業の進捗状況の把握に努めるなど、適正な事業執行に取り組みます。</p> <p>11 林業振興・環境部</p> <p>(1) 新エネルギー推進課</p> <p>ア 強く改善を求める事項</p> <p>令和元年度の新エネルギー理解促進パンフレット作成委託業務契約書に仕様書を添付していなかった。(契約事務)</p> <p>イ 原因又は理由</p> <p>当該委託業務に係る契約の決裁の際には、契約書に仕様書を添付していましたが、決裁後に担当者が契約書を作成する際に、担当者の理解が不足していたことにより、契約書に仕様書を添付せず、別冊で送付してしまったものです。</p> <p>ウ 措置状況</p> <p>契約書の作成に関し、会計管理局の作成した「収入・支出事務のチェックシート」を活用し、課内で勉強会を開催し知識の向上を図るとともに、契約書を作成する際に、複数人での確認を行うことにより再発防止に努めます。</p> <p>また、本年度から取り組みの始まった内部統制制度のリスク評価シートにおいても、リスク対応の具体策として前述の取り組みを記載し、日頃から職員に注意喚起を行っています。</p> <p>(2) 環境共生課</p> <p>ア 強く改善を求める事項</p> <p>令和2年度の高知県立牧野植物園の管理運営に関する年度協定書に事業計画書を添付していなかった。(契約事務)</p> <p>イ 原因又は理由</p> <p>高知県立牧野植物園の管理運営に関する年度協定については、基本協定に基づき、指定管理者である公益財団法人高知県牧野記念財団から事業計画書が提出され、内容を確認したうえで締結しています。</p> <p>令和2年度の年度協定において、令和元年10月30日付</p>
---	--	--

けで事業計画書の提出があり、同年12月6日に年度協定を締結しました。また、令和2年3月27日付けで「当該事業計画を変更する事業計画書」の提出があり、同年4月1日に年度協定書の一部を変更しました。

それらの際、年度協定書に「別紙に定める事業計画書」という文言があるにも関わらず、担当者の理解が不足していたことにより、年度協定書に事業計画書を添付しないまま起案を行い、決裁の際にもそれが見過ごされていたもので、これらのことは、契約事務に関する認識の不足とチェック体制が十分でなかったことによるものです。

ウ 措置状況

当該年度協定書については、直ちに事業計画書を添付する措置を行い、県、指定管理者ともに正しい年度協定書を保有しております。

今後は、同様のことが起こらないよう、次の取組を実施しています。

(ア) 年度協定書の条項を十分に確認し、不備のない年度協定書を作成する。

(イ) 年度協定書のチェックリストを作成し、決裁時及び施行時の確認を徹底することにより、適正な事務処理を行う。

(ウ) 今回の事案を課内で共有し、再発防止のための職場内研修を実施する。

このような取組の実施により再発防止を徹底するとともに、適正な事務処理に努めます。

12 水産振興部水産流通課

(1) 強く改善を求める事項

ア 平成30年度に開催した公募型プロポーザル審査委員会の審査委員への報償費を令和元年7月に支出していた。(支出事務)

イ 令和元年度水産物消費拡大事業委託業務において、契約書に添付すべき仕様書の一部を添付していなかった。(契約事務)

(2) 原因又は理由

ア 当初、担当チーフがプロポーザル審査会の準備を行い、途中から当該業務を担当職員に引き継ぎましたが、審査委員への報償費の支払い事務を担当職員が失念していたこと及び管理職員等が支払い漏れを確認できていなかったことによるものです。

イ 契約締結伺いでは、仕様書の別紙を添付し決裁を受けていましたが、契約書を作成する際に、仕様書の別紙の添付を失念していたこと及び公印押印時の確認が漏れていたことによるものです。

(3) 措置状況

ア 会計事務の履行確認を行うため、担当職員及びチーフがそれぞれ別のチェックシートを作成し、二重に確認する体制にしました。

また、課内のチーフ会等で会計事務の手続き漏れ等の注意喚起を実施しています。

イ 契約の相手方には、これまでの経過を説明し、契約書と別紙をセットで保管していただくよう依頼しました。

また、課内における契約書作成時のチェック体制については、担当者による契約書の作成後、チーフ又は課長補佐が必要書類の添付等についてチェックを行ったうえで公印押印時に公印審査担当職員が最終確認を行うよう改善しました。

13 土木部

(1) 住宅課

ア 強く改善を求める事項

令和2年度の目的外使用料(継続分)について、年度当初に行うべき収入調定を7月に行っていた。

(収入事務)

イ 原因又は理由

担当者が年度当初に行うべき県営住宅の目的外使用料に係る収入調定事務を失念していたこと及び管理職員等が業務進捗状況を管理できていなかったことによるものです。

ウ 措置状況

県営住宅の目的外使用料に係る収入調定事務について、年度当初に担当者及び上司が漏れないか確認するとともに、許可状況の一覧表を作成し、管理職員まで決裁を受けることにより適正な収入調定事務を行います。

また、職員の業務内容及び業務の年間スケジュールをチームごとに作成し、業務の漏れないよう徹底します。

(2) 港湾・海岸課

ア 強く改善を求める事項

令和元年度の下田潮位観測局観測装置修繕工事において、請書に必要な仕様書を添付していなかった。

(契約事務)

イ 原因又は理由

請書の提出があった際に仕様書が添付されているか確認しておらず、担当者以外が確認する体制になっていなかったことによるものです。

ウ 措置状況

請書の提出があった段階で、仕様書など必要な書類が添付されているか担当者とチーフが確認することとし、契約事務のチェックシートの配付とあわせて課内で共有しました。今後は、適正な契約事務の執行に努めます。

2 高企電第339号
令和2年10月29日

高知県監査委員 様

高知県公営企業局長

定期監査の結果に基づく措置状況の報告について

令和2年9月11日付け2 高監報第6号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況等について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

機関名：電気工水課

(1) 強く改善を求める事項

令和元年度の甫喜ヶ峰風力発電所油圧ユニット不具合対応に係る随意契約において、契約書を作成する必要がある契約であるにもかかわらず契約書を作成していなかった。

2 原因又は理由

当該契約の手続を進める際、契約に係る手順の確認不足により、契約書の作成を失念していたものです。

3 措置状況

今回の指摘を踏まえ、担当者から決裁権者まで、チェックシート等により契約に係る手順を確認しながら、事務処理を行うこととし、再発の防止を図っており、今後とも適切な事務処理に努めていきます。

2 高教政第498号
令和2年10月8日

高知県監査委員 様

高知県教育長

定期監査の結果に基づく措置状況について(通知)

令和2年9月11日付け2 高監報第6号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況等について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

機関名：幼保支援課

(1) 強く改善を求める事項

以下の補助金において、交付要綱で定めた変更に係る申請書類の提出を受けていないものがあった。

- ・平成31年度高知県多子世帯保育料軽減事業費補助金
- ・平成31年度高知県幼保団体等研修推進事業費補助金
- ・平成31年度高知県産休等代替職員雇用事業費補助金
- ・令和元年度高知県子ども・子育て支援事業費補助金
- ・令和元年度の高知県保育サービス等推進総合補助金

(2) 原因又は理由

市町村等の補助事業者に対して、20%を超える増減額が生じる場合には、変更申請が必要であることを事業説明会等の機会に説明していましたが、徹底できなかったものです。

(3) 措置状況

<p>補助事業者に対して、交付決定時に、20%を超える増減額が生じる場合には、変更申請が必要であることを徹底するとともに、事業内容の変更が生じるとされる時期に、変更申請の要・不要等について確認するなど、きめ細かに対応し、指導を徹底することにより、交付要綱の規定を遵守した適切な事務処理に努めます。</p> <p>機関名：高等学校課</p> <p>(1) 強く改善を求める事項 平成31年度産業・理科教育教員派遣研修における派遣者負担金の支出負担行為が遅延していた。</p> <p>(2) 原因又は理由 事業担当者が派遣先から承諾書類を受領していたものの、支出負担行為決議書を作成する総務担当者に提出することを失念しており、事業開始後に承諾書類を提出したこと及び事業の進捗の確認不足により、遡及して支出負担行為決議書を作成したものです。</p> <p>(3) 措置状況 事務局監査終了後、所属職員に対して、事業開始前には支出負担行為決議書の決裁による課としての意思決定が必要であることを周知徹底しました。 また、支出負担行為決議書の作成漏れなどを防ぐ手段として、年度末に次年度の派遣計画の一覧を作成し、課内で共有することにより、再発防止に努めます。</p> <p>機関名：保健体育課</p> <p>(1) 強く改善を求める事項 以下の事業委託において、検査が遅延していた。 ・ 2019年度（第67回）高知県定時制通信制高等学校体育大会運営事業委託 ・ 2019年度（第72回）高知県高等学校体育大会運営事業委託 また、2019年度（第67回）高知県定時制通信制高等学校体育大会運営事業委託において、支出負担行為（変更）が遅延していた。</p> <p>(2) 原因又は理由 体育大会の運営事業では、31競技団体と委託契約を行っていますが、各団体からの精算書の徴取及び不備があった場合の連絡調整が十分でなく、そのやり取りに時間を要したことや、事業に変更が生じた場合の手續及び事業完了時の検査について、速やかな事務処理が必要であるとの総務担当者の認識が低かったこと、また、管理職等も事業の執行状況の確認ができていなかったことなどから、検査及び支出負担行為（変更）が遅延したものです。</p> <p>(3) 措置状況 事務局監査終了後、総務担当者、事業担当者及び管理職等の関係職員で改めて関係規則等により、適正な契約変更及び</p>	<p>検査の時期を確認しました。</p> <p>今後は、各競技団体との連絡を密にし、競技が実施できないなど事業に変更が生じた場合は、速やかに変更契約を行うとともに、競技終了後は精算書の早期提出を促して検査を行います。</p> <p>また、管理職等は事業の進捗管理に併せて適切な事務の執行管理に努め、再発防止を図ります。</p> <p style="text-align: right;">高公委発第46号 令和2年10月19日</p> <p>高知県監査委員 様</p> <p style="text-align: right;">高知県公安委員会委員長</p> <p>定期監査の結果に基づく措置状況について（通知） 令和2年9月11日付け2高監報第6号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況について、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。</p> <p>別紙 警察本部</p> <p>1 強く改善を求める事項 令和元年度の高知南警察署鴨田交番新築主体工事契約書において、金抜き設計書及び特記仕様書を添付していなかった。（契約事務）</p> <p>2 原因又は理由 令和元年度の定期監査において、暴力団不当要求防止責任者講習委託業務及び小型船舶操縦士免許取得講習委託業務の契約書・請書に仕様書を添付していなかったとの指摘を受け、措置として指摘された項目を題材とする会計研修を実施するなど、職員に対する指導を徹底したほか、実務においては複数の職員によるチェック体制に加え、浄書照合時の再確認を行っていたところですが、そのチェックが行き届かなかったことが原因です。</p> <p>3 措置状況 今後の対策として、契約書類一式を交付する際、金抜き設計書、特記仕様書等についても一緒に袋綴じするように落札者への指示を徹底するとともに、担当者複数人によって点検した上で契約書に本部長印を押印して、それを課長補佐以上の職員が確認することとし、同種事案の再発防止に努めます。</p>	
--	--	--